

様式4別紙2 特定大規模施設の証明【証明可能なテナント事業者等のみ（任意）】

「埼玉県大規模施設等協力金」のうちテナント事業者に対する協力金は、埼玉県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮等の要請に応じた大規模施設との契約に基づき、当該施設の一部を賃借し、又は分譲を受けて当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等を対象としています。

テナント事業者に対する協力金の支給に当たっては、テナント事業者が契約している大規模施設が「特定大規模施設」として証明されている必要があります。

特定大規模施設の証明については、通常、大規模施設からの申請に基づき行いますが、入居する大規模施設が特定大規模施設であることをテナント事業者が証明できる場合は、その証明をもって、審査を進めることが可能です。

特定大規模施設の証明を希望するテナント事業者は、当該大規模施設に係る下記の項目について記載いただき、必要書類を添付してください。

<営業時間短縮等を行った大規模施設の情報>

施設所在地	〒000-1111 埼玉県さいたま市〇〇区〇〇 1丁目1-1 <small>申請できるのは、県内に所在する1,000㎡を超える大規模施設です。</small>
施設名称	
施設の種類	<p>※ <u>主要な項目1つにチェック(✓)を付けてください。</u></p> <p><input type="checkbox"/> (1) 運動施設 (ボウリング場、屋内テニス場、スポーツクラブ、柔剣道場、ヨガスタジオ など)</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 遊技場 (パチンコ屋、ゲームセンター など)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (3) 商業施設等 (ショッピングモール、家電量販店、土物商、古本屋、おもちゃ屋、アルフショップ など)</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 遊興施設 (ダンスホールなど) ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。</p> <p><input type="checkbox"/> (5) サービス関連施設 (スーパー銭湯、エステサロン、リラクゼーション)</p>
建物の床面積	6,300 $m^2$ > 1,000 $m^2$
営業時間短縮等実施期間	令和3年 9 月 1 日から令和3年9月30日まで (要請初日 (令和3年9月1日) 以降の日付を記入してください。) <p>※ 施設が営業時間短縮等を開始した日付を記入してください。</p>

県内に所在する対象施設について記載してください。

当該大規模施設の種類のうち該当するもの又は一番近いものを1つ選んでください。

登記事項証明書(建物)等に記載されている施設全体の床面積を記載してください。

要請初日以降の日付で、要請に応じた初日の日付を記入してください。



<p>取組内容</p>	<p>※ 該当する項目にチェック (✓) を入れてください。</p> <p><b>【必須】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 通常時は午後 8 時を超えて営業を本協力金の支給対象となる施設は、4 時間短縮等の要請に応じて、営業時間の短縮 (休業) します。</p> <p><input type="checkbox"/> 終日、酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛 (飲酒の機会を提供しないこと) しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示しています。 ※QRコードは(株)</p> <p><b>【施設の種類の(3)に該当する場合】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 県からの要請に応じて、入場者がの措置及び施設の入場者の人数管理した。</p> <p>※実施した入場者の整理等に係る主要な取組 1 つにチェック (✓) を入れてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 混雑時、ホームページや店頭に入場整理を行う旨を掲載する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 館内放送や、掲示物、床の目印等により、ソーシャルディスタンスの確保を促す。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページやアプリで、混雑状況の掲載、オフピーク来店、少人数来店、滞在時間を短時間とする呼び掛けなど実施する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前の Web 登録等により人数管理を行う。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う。</p>
-------------	--

当該大規模施設がとくに力を入れた取組内容に一番近いものを一つ選んでください。

本協力金の支給対象となる施設は、4 時間短縮等の要請に応じて、営業時間の短縮 (休業) します。

当該大規模施設の種類の(3)商業施設等に該当する場合は、当該項目を満たしている必要があります。



提出前に以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック（✓）を入れてください。

- ☑ 大規模施設（建物部分）の床面積が分かる書類のコピー又は写真  
（例）登記事項証明書（建物）、その他これに類する書類
  
- ☑ 大規模施設の外観（施設名）が分かる写真  
※ 看板などを写して施設名が分かるように撮影してください。
  
- ☑ 大規模施設が当該施設を営業していることが客観的に分かる書類のコピー又は写真  
【大規模施設の所有者と運営事業者が異なる場合】  
（例）大規模施設の所有者と運営事業者との賃貸借契約書 など  
【大規模施設の所有者又は運営事業者と施設名が異なる場合】  
（例）対外的に公開している資料 など
  
- ☑ 要請開始日から令和3年9月30日までの営業時間短縮の状況（営業時間短縮期間、変更前と変更後の営業時間）が分かる書類のコピー又は写真（施設名が分かるもの）  
（例）営業時間短縮期間（終期が明記してあること。）、変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど、対外的に営業時間短縮の事実を周知していることが分かる写真など
  
- ☑ 【営業時間短縮等を行った大規模施設の情報（施設の種類）】（3）に該当する施設の場合】入場者の整理等に係る取組が分かる書類のコピー又は写真  
（例）対外的に周知した看板や電光掲示板 など
  
- ☑ 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を施設内に掲示している写真
  
- ☑ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示している写真



ST2432